

弁護士業務からみる公共政策

日 時: 平成 29 年 4 月 21 日(金) 午後 6 時 30 分～8 時 10 分
場 所: 梅田サテライト 6 階 107
講 師: 岡田 さなゑ 弁護士 (弁護士法人 大江橋法律事務所所属)
議事録担当: M1 中山 義英

【弁護士と弁護士会】

- ・ 弁護士は全国に 39,027 名、弁護士法人は 1,035 法人。大阪弁護士会の会員数は 4,461 名、弁護士法人は 157 法人。
- ・ 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに単位会が全国で 52 ある。東京だけ歴史的経緯があつて、東京弁護士会・第 1 東京弁護士会・第 2 東京弁護士会の 3 つある。
- ・ 弁護士会は強制加入団体であり、弁護士になるには日本弁護士連合会(以下、「日弁連」という。)への登録が絶対条件で、月会費は、日弁連と大阪弁護士会に、それぞれ支払う。
- ・ 日弁連の会費は全国統一だが、弁護士会費は異なる。背景には色々あるが、全国で弁護士会費が一番高いのは山口県のように、月 8 万円くらいと聞いている。
- ・ 大阪弁護士会の場合、会費とは別に、弁護士会を通じて仕事を得了場合、報酬の 7% を上納金として弁護士会に収める。

【弁護士の公益活動】

- ・ 大阪弁護士会の会則に、特定公益活動に参加しなければならない旨の規定がある。
- ・ 活動に参加しない場合、年度ごとに 1 年単位で大阪弁護士会に 6 万円を支払う負担金制度が、2007 年度から始まった。負担金制度は、弁護士法 1 条に定められた「弁護士は社会正義を実現する」との規定からきている。
- ・ 全国では、負担金制度のない弁護士会もあれば、負担金の額も異なる。
- ・ 大阪弁護士会の特定公益活動は、「法律相談」、「国選弁護士・国選付添人」、「刑事当番弁護士」、「法テラス担当」、「弁護士会の委員会活動」、「その他規則で定める活動」がある。
- ・ 「国選付添人」は少年審判を受ける少年に弁護士をつける制度。「刑事当番弁護士」は、逮捕・勾留された人から弁護士の依頼があつた時に、駆けつける弁護士で当番制である。
- ・ 「法テラス担当」は、資力のない人に法的サービスを提供する制度。
- ・ 「弁護士会の委員会活動」は色々あるが、「人権擁護委員会」「子どもの権利委員会」など。「その他規則で定める活動」は、公共性のある活動など。

【法律相談】

・法律相談は、相談者の抱える問題・疑問を聞き取り、解決に向けたアドバイスをする弁護士業務の基本中の基本で、基幹業務の1つである。大阪で法律相談を受ける場合、大阪弁護士会・法テラス・自治体等の3つの窓口がある。

①大阪弁護士会

- ・大阪弁護士会では、大阪弁護士会館及び4つのサテライト相談センター(なんば、堺、岸和田、谷町)、ならびに巡回相談所(南河内1、北摂3、イオンモール3、北河内3)において、決まった曜日に法律相談を実施している。
- ・年間法律相談件数は、法テラスの法律相談の増加に伴い、年々減少し、2015年度は11,655件である。事件として受任するのは5件中1件位で、残りは相談やアドバイスで終わる。
- ・相続・サラ金・生活保護等の相談は1回目は無料で、それ以外は30分5,000円。
- ・大阪弁護士会は登録制で、登録者は大阪弁護士会会員4,343人中2,753人(登録率63%)。

②法テラス(日本司法支援センター)

- ・法テラスは、別名「日本司法支援センター」。2006年4月に「総合法律支援法」に基づいて、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人。
- ・法律相談は、法テラスと契約している弁護士・司法書士が法テラス地方事務所等で実施している。法テラスの無料相談が受けられる要件は、「資力要件(収入基準と資産基準)と民事法律扶助の趣旨に適すること」が必要である。
- ・法テラス大阪地方事務所の契約弁護士は、3,096人(2015年度。契約率71.5%)。契約司法書士は、2,368人(2015年度。契約率26.9%)。司法書士が関わっているのは、訴額140万円までの民事訴訟なら、相談が受けられるため。
- ・大阪地方事務所の年間法律相談件数は、24,216件(2015年度)。

③自治体等法律相談

- ・大阪弁護士会が、大阪府下の自治体と委託契約を締結し、定期的に弁護士を派遣する事業。自治体が弁護士会にお金を支払っているため、市民は無料で相談が受けられる。
- ・2015年度は、大阪府下の43市町村のうち37の市町村と委託契約を締結している。その他、社会福祉協議会等の21の公的団体を含め、業務委託契約の締結先は61箇所、相談箇所は全部で118箇所。
- ・毎年5月に大阪弁護士会・法テラス・自治体等への法律相談の各弁護士への割り振りが発表される。
- ・自治体の相談は、内容が多種多様で、本当の法律問題に関することは4%か5%である。年間法律相談件数は、41,172件(2015年度)。

【法テラス】

・正式名称は、日本司法支援センター。政府全額出資により設立された公的な機関(法務省所管)である。通称の由来は、法律問題を抱える方のもやもやした心に光を照らす場、悩みを抱えている方にくつろいでいただけるテラスのような場でありたいというところからきている。

・日弁連が、弁護士の過疎地域をなくす目的で、93年からゼロワンマップを作り、2006年に法テラスが設立された。93年当時は、弁護士ゼロワン地域が74箇所あったが、2006年の法テラス設立後は、2008年に弁護士ゼロ地域が解消され、2011年に弁護士1人だけの弁護士ワン地域が解消され、その後弁護士1人だけの地域が2回発生したが、現在は解消され、弁護士ゼロワン地域はない。

・事務所は全国に111箇所。地域事務所は、弁護士はいるが刑事担当者がいないなど、色々と制約のある場所にあつて、受け皿のない事件を拾うことで、全般的な法サービスを提供している。

【法テラスの主な業務】

法テラスの主な業務について個別に説明する。

①情報提供業務

・「サポートダイヤル」は、電話やメールの問い合わせに対して、専門オペレーターが法制度や関係機関の情報を提供するところで、相談の第1歩としての入口に使われている。

・地方事務所は、消費生活相談関係の有資格者及び裁判所職員のOBなどが、窓口対応専門職員として相談や電話の問い合わせに対応。年間問い合わせ件数は、202,987件。

②民事法律扶助業務

・民事法律扶助業務の中に、「法律相談援助」と「代理援助・書類作成援助(弁護士又は司法書士費用等の立替え)」業務がある。

・資力要件等に該当しない人は、大阪弁護士会を案内され、そこで法律相談を受けることになる。内容によっては、無料の法律相談を受けられるが、無料の法律相談に当たらない場合は、30分5000円の料金を支払うことになる。

・「代理援助」は、法律相談で事件と判断され民事訴訟を起こすときなどに、代理人になる弁護士や司法書士に支払う費用を立替えるもの。

・「書類作成援助」は、例えば、本人名で内容証明郵便などを作るときに要する費用。

・「法律相談援助」は、無料の法律相談で年間286,602件(2015年度。以下同じ)。法テラスは、法律相談援助で弁護士・司法書士に年間約15億円の費用を支払っている。

・法テラスが、着手金を本人に代わって弁護士に支払い、本人からは月に5千円～1万円程度償還してもらう。

・「代理援助」の年間件数は、107,358件、「書類作成援助」の年間件数は、3,993件。

・被援助者から償還を受けた額は約 103 億、本人が生活保護を受けている等の理由で、生活保護者等に償還免除した額が約 47 億円。

③国選弁護等関連業務

・法テラスと国選弁護人契約を締結している弁護士の中から要請があれば、原則として、数時間、遅くとも 24 時間以内に国選弁護人を選任する業務。

・国選弁護人契約弁護士の数は、2016 年 4 月 1 日現在で、26,370 人(契約率 69.9%)。国選付添人契約弁護士の数は、同日現在で 13,409 人、契約率 35.5%。

・国選弁護人は起訴されている人の弁護人であるが、起訴されていない被疑者の段階での、被疑者国選弁護人の受案件数は、年間 70,393 件(2015 年度)。被告人国選の受案件数は、年間 59,504 件(2015 年度)。国選付添の受案件数は、年間 3,698 件(2015 年度)。

④司法過疎対策業務

・全国 111 箇所のうち、87 箇所の地方事務所及び地域事務所に、「スタッフ弁護士」と呼ばれる法テラスに雇われた常勤弁護士 250 名を配置。

・「スタッフ弁護士」は、司法修習生が終わった直ぐの人を「スタッフ養成事務所」に 1 年間預かって、色んな事件を担当後、翌年度から法テラスの地方事務所に赴任してもらう。

・法テラスとは別に、公設の「ひまわり基金法律事務所」がある。これは、弁護士個人が任意で過疎地域に事務所を作った場合、設立費用や運営費用等を日弁連や地元弁護士会、弁護士会連合会が援助する制度で、任期は 2～3 年。最終的に当該弁護士がそこに留まる場合は、公設事務所の名称をはずして一般の事務所になる。

⑤犯罪被害者支援業務

・「犯罪被害者専用サポートダイヤル」による情報提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介業務を行っている。被害者参加を許可された人のうち 33.4%は国選被害者参加弁護士に依頼している(2015 年度)。

⑥震災法律援助業務

・東日本大震災当時に被災地に自宅や営業所などがあった人が、資力を問わず、弁護士・司法書士による法律相談を無料で受けられ。その他、被災地出張所での「よろず相談」や「震災法テラスダイヤル」のサービスも行っている。

・判決が出るなど全ての手続きを終えるまでは、立替金の返済が猶予される。

・震災法律援助契約弁護士数 3,043 名(2016 年度)、司法書士数 1,168 名(2016 年度)。

⑦国等からの受託業務

・法テラスが余力があればやっても良い業務で、「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得

支援業務」や「日弁連委託援助業務」(刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添援助・子どもに対する法律援助など)がある。

【質 疑 応 答】

Q1. 日本は加害者を守るといえるのか、加害者に国のお金で弁護士をつけたりするなど、加害者有利の風潮を強く感じる。なぜそのようになっているのか。

A1. もともと「無罪推定の原則」がある。歴史的にも冤罪が多数あった。逮捕されて起訴されるだけでは、犯人ではない。冤罪を防ぐためには、適正な手続きを受けるために自分を守ってくれる人、法律を知っている人が必要なので、そういう観点から弁護士がつく。ただ、これまで被害者保護の観点が不十分であったことは事実であり、最近「被害者参加制度」があって、希望すれば被害者は裁判長に直接意見を伝えることができる。その意味では、少しずつ制度が改善されている。ただ、「被害者参加制度」は、被害者がその制度に参加することで、2次被害の可能性も含んでいる。なお、刑事裁判の場合、本人が拒否しても弁護人の選任は必須である。

※「無罪推定の原則」とは、犯罪を行ったと疑われて捜査の対象となった人(被疑者)や刑事裁判を受ける人(被告人)について、「刑事裁判で有罪が確定するまでは『罪を犯していない人』として扱わなければならない」とする原則。

Q2. 裁判で国選弁護人をつけて有罪となったとき、国からお金が支払われるので、加害者側に費用を請求することなく終了するのか。

A2. 刑事裁判では、お金は国が負担して終わるが、民事裁判は別である。刑が確定したら、民事裁判で被害者が不法行為に基づく損害賠償を請求することになる。しかし、加害者の資力の問題で、お金をもらえない被害者が、たくさんいるのも事実。

Q3. 過疎対策業務は、法テラスができる前と後でどれだけの効果が上がったか。

A3. 93年に弁護士のゼロワン地域が、全国で74箇所あったのがなくなったことが、1つの成果と言える。

Q4. 弁護士が過疎地域に来たことで、過疎地域に住んでいる人から、何か問題が解決されたということが伝えられているか。

A4. 弁護士に法律相談をしたいと考えていた人からは、喜んでもらっている。しかし、元々弁護士なしで地域内で工夫して紛争解決してきたのであり、弁護士は部外者として見られることも多いので、難しい面もあると思う。

Q5. 大阪弁護士会の法律相談が減っているということだが、巡回相談所は増えているのか。

A5. 減ったりもしているが、他の場所に作ったりもしている。設置はしているが、今相談

がないから休止中という箇所もある。たとえば、働いている人は、時間的制約があつて、弁護士会館本館まで行って気軽に聞ける時間がないので、ニーズはあると思う。弁護士会の法律相談が減っているのは、法テラスの法律相談が増えていることに対応していて、法テラスは、住宅ローン等は差し引くなど資力要件が厳しすぎないように配慮されているので、無料の法テラスに行く人が多い。また、法テラスを通して受任してもらった方が、着手金等が安く済んだり、立替払い制度があるため利用される方が多い。

Q6. 弁護士相談の料金は自由化されているのか。

A6. 大阪弁護士会における法律相談の費用は、大阪弁護士会が決めており、法テラスを利用した場合は、法テラスが弁護士費用を決定するが、弁護士が自分の事務所でやる法律相談料は、完全に自由化されている。

Q7. 自治体等との法律相談の意義をどのように考えているのか。また、自治体等の法律相談があるからこそ、弁護士の支援につなげられるケースがあれば、お聞きしたい。

A7. 自治体等の法律相談では、相談内容が多種多様で、気軽に来てもらっているという実感がある。法テラスの認知度は上がっているものの、インターネットを見て知ったという人も多く、インターネットに馴染みのない年配の人やたまたま市役所などで貼紙を見た人は、自治体での法律相談を利用していると思う。

Q8. 法テラスに相談に行く人と自治体に相談に行く人の違いは、年齢以外に違いに傾向はあるか。

A8. 法テラスはサポートダイヤルに電話して、それで「弁護士に相談してください」と言われて来ているので、法律的な相談は多い。自治体ではサポートダイヤルというフィルターを通していないため、法律問題以外も含め、相談内容は多種多様である。

Q9. 昨年、大阪弁護士会主催の自治体向け「空き家対策セミナー」に参加したが、法テラスでは何かそういった取組みを行っているか。

A9. 大阪弁護士会には行政連携センターがある。法テラスでも地域と連携していると思うが、具体的な取組みは知らない。

Q10. 公務員の日常業務では、日々市民から法的解釈を求められるケースが多い。顧問弁護士に相談するにも時間的に余裕のないケースが多く、大阪府府下では、「リーガルサポーターズ」制度を利用している自治体が多いと聞く。そのあたりの状況を聞きたい。ちなみに奈良県生駒市では、数年前に弁護士の募集を行ったが、応募が1件もなかった。

A10. 大阪市に「リーガルサポーターズ」制度があるのは知っているが、他の自治体のことは知らない。市役所が弁護士を任期付職員として募集している所があり、弁護士会から

各弁護士に募集のお知らせが配られる。弁護士が必要なら、弁護士会に一度連絡してみるのもいいと思う。弁護士は基本的に土着型で、お客がついてなんぼの世界。任期付き職員で数年間離れた場合、一旦離れたお客は二度と戻って来ない可能性が高い。だから、個人で事務所を運営している弁護士は応募しにくい。共同事務所なら、まだ応募しやすいのではないかと考える。

Q11. 大阪弁護士会の「行政連携センター」に、相続財産管理人制度の活用を依頼したことがあったが、法テラスにはそういった行政と関わる場所はあるのか。

A11. 知らないが、地域包括支援センターとの連携などはあるようである。

Q12. 条例等を作成していく中で、視点やコツなどの法的支援かアドバイスはあるか。

A12. 考え方としては、具体例に落とし込むということ。つまり、これが適用されたら具体的にどうなるかを頭に入れ、常に結果の妥当性を気にしながら作業するということだと思う。

Q13. 弁護士の仕事がないことで活動を休止した友人がいる。他に弁護士としての活躍が期待出来る場はあるのか。

A13. 弁護士の業務拡大が、弁護士会でも話題になっている。米では弁護士が山ほどいて、一般市民が何をすることも弁護士が出てくる。そういった米の例を見て、弁護士会の人数が多ければ、何でも出来ると考え、3000人計画(1年間の合格者数)を立てた。しかし、米と日本は文化の違いがあって、日本で色んなことに弁護士が突っ込んでいけるかということ、そうでもない。例えば、親族間の話し合いに弁護士が入ると、「水くさい」と言われる。最近では、ビザなどの業務に弁護士が関わるとか、女性弁護士で企業の社外取締役になることもある。

Q14. 企業内弁護士は多いか。

A14. 昔は珍しかったが、今は非常に多い。企業内弁護士は、会社のこともよくわかっているし、何よりワークライフバランスがとりやすい。

Q15. 昨年にあった事件に関する事で、被害者が訴えなければいけないということで、しっかりと訴えた。犯人であることもはっきりしている。にもかかわらず、裁判をすると、犯人側にも弁護士がつくと、何か被害者にマイナス部分を感じてしまう。個人的に先生はどう考えるか教えてほしい。

A15. 報道で知る限りではあるが、被告人は被害者にヤジを飛ばしたりして、被害者は余計に傷ついたと思うし、おっしゃるようなご意見があることもよくわかる。しかし、特に裁判員裁判において被害者が自分の言葉で考えを述べることは、決して無駄にはならないと

考える。

Q16. 法テラスにおいて、司法書士の仕事は入ってくるのか。手間と収入は見合う組織なのか。

A16. 契約司法書士の業務は、手が空いていないなら、受けなくても良いという部分がある。ニーズもあるし、契約しても損はないと考える。